

〈2〉 札幌市衛生研究所施行規則

昭和 37 年 3 月 31 日

規 則 第 16 号

改正 昭和 46 年 7 月規則第 44 号 昭和 37 年 3 月規則第 17 号

昭和 48 年 3 月規則第 20 号

題名 改正(昭和 48 年 3 月規則第 20 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和 37 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手続き)

第 2 条 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとするものは、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(1) 研究所の設備の使用については、使用申込書(様式 1)

(2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式 2)

(使用料及び手数料)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養に要する費用の額の 8 割相当額とする。

(使用料等の納入時期)

第 4 条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書の交付等のつど直ちに納めなければならない。

(1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出しがたいとき。

(2) その他市長が特別な事由があると認めるとき。

(減免の手続)

第 5 条 条例第 5 条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式 3)を市長に提出しなければならない。

2 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文章を添えなければならない。

3 市長が使用料等の減免を許可したときは、減免許可書(様式 4)を交付する。

(成績書等の交付)

第 6 条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和 33 年規則第 31 号)の一部改正

(省略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年規則第 17 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後の試験等の依頼に係るもの手数料から適用する。

附 則(昭和 48 年規則第 20 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。